事務連絡令和6年3月1日

都道府県 各 政 令 市 生活保護担当課 御中 中 核 市

厚生労働省社会·援護局保護課

医療扶助のオンライン資格確認の運用開始について(周知)

生活保護行政の推進につきましては、平素から格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和3年法律第66号)において、被保護者の医療扶助の受給資格に係る情報の確認方法として、マイナンバーカードを使用した電子資格確認による確認を受けることできるようになり、本日、令和6年3月1日(金)から医療扶助のオンライン資格確認の運用が開始されました。

被保護者の資格情報等については、委託先医療機関・薬局(以下「委託先医療機関等」という。)において医療扶助のオンライン資格確認を導入済みの場合、マイナンバーカードによる資格確認等が可能であることに加えて、被保護者本人がマイナポータル画面で、資格情報や医療券・調剤券情報等の閲覧も可能となります。

今般、各福祉事務所における運用開始に当たっての留意事項について、下記のと おりお知らせしますのでご了知いただくとともに、都道府県におかれましては、管 内市区町村(指定都市・中核市を除く。)へ周知していただきますよう、お願いしま す。

記

1. マイナポータルでの資格情報等の確認が利用開始となる旨の周知

医療扶助のオンライン資格確認を導入済みの委託先医療機関等に受診する際、マイナンバーカードを使用したオンライン資格確認が可能となることに加えて、被保護者のマイナポータルにおいても、資格情報等の閲覧が可能となる

旨を被保護者へ改めて周知をお願いします。

また、被保護者が委託先医療機関等で資格確認を行う際には、原則としてマイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うこととしています(※)。被保護者の利便性の向上を図るとともに、各福祉事務所にとっても紙の医療券・調剤券の発行を極力減らし、事務負担の軽減が最大限図られるよう、オンライン資格確認の前提となる被保護者のマイナンバーカードの取得及び初回登録の促進に向けて、引き続き積極的な働きかけをお願いします。

(※) 改正生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)第4条の3により、被保護者は、マイナンバーカードによる資格確認を原則としつつ、必要な医療の受診に支障がないよう、例外として、急迫した事由その他やむを得ない事情(委託先医療機関等でオンライン資格確認が導入されていない場合も含む)がある場合には、紙の医療券・調剤券により資格確認を行います。

2. 福祉事務所の導入状況等に関する周知

医療扶助のオンライン資格確認が未導入である福祉事務所、委託先医療機関等の場合または導入済みの福祉事務所においても、オンライン資格確認の対象外となる被保護者がいる場合は、委託先医療機関等及び被保護者に対して、紙の医療券・調剤券による運用を継続するとともに、委託先医療機関等を受診する際は、マイナンバーカードによる資格確認が利用できないこと、また、被保護者のマイナポータルでの資格情報等の閲覧ができない場合があることについて、改めて周知をお願いします。

また、委託先医療機関等・被保護者に対して、医療扶助のオンライン資格確認を利用することが可能となる予定時期についても、適宜周知をお願いします。

(※) 医療扶助のオンライン資格確認を導入済みの医療機関・薬局リストについては、今後、厚生労働省HPに随時掲載する予定です。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_25108.html

以上

【照会先】

厚生労働省社会・援護局 保護課 保護事業室 医療係

TEL: 03-5253-1111 (内線 2829)